

新潟市発達障がい児者支援地域協議会について

●目的

発達障害者支援法第19条の2第1項の規定に基づき、新潟市の発達障がい児者（発達障がいの可能性のある場合も含む。以下同じ。）に対する支援について、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障がい児者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の充実を図る。また、地域の支援者への発達障がい児者支援に関する知識・理解の普及を促進する。

●構成する関係機関

保護者団体	NPO 法人 にいがた・オーティズム	教育	特別支援教育課、 特別支援教育サポートセンター
	新潟いなほの会		若者支援センターオール
社会福祉法人	社会福祉法人 いぶきサポート協会		江南高等特別支援学校
	社会福祉法人 新潟太陽福祉会	労働	障がい者就業支援センター こあサポート
福祉・医療	はまぐみ小児療育センター		障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ
医療	新潟大学医歯学総合病院		新潟公共職業安定所
保健	こころの健康センター		新潟障害者職業センター
福祉・保健	こども家庭課	事務局	障がい福祉課
福祉	児童発達支援センターこころん		発達障がい支援センターJOIN
	児童相談所		
	幼保支援課		
	中央区役所健康福祉課		
	障がい者基幹相談支援センター		

●主な活動

(1) 関係機関連絡会議

- ・原則年1回開催
- ・関係機関の実務代表者で構成
- ・次の事項について協議する。
 - ①協議会の基本的な運営方針
 - ②発達障がい児者等の支援に関わる情報交換及び連携による支援
 - ③その他協議会の目的を達成するために必要な事項
- ・必要に応じ、構成員以外の関係者に出席を求め、発達障がい児者支援に関する情報の提供、意見の陳情その他必要な協力を求めることができる。
- ・関係機関連絡会議の内容において、特定の法人や個人の情報を取り扱う場合は、原則非公開とする。

(2) 支援担当者会議

- ・必要に応じ随時開催
- ・関係機関のうち、個別支援に関わりのある関係機関等の支援担当者と構成
- ・次の事項について協議する。
 - ①関係機関等の活動状況等の情報交換
 - ②発達障がい児者支援に対する関係機関等の連携方法
 - ③発達障がい児者支援に関する研修、啓発等
 - ④その他協議会の目的を達成するために必要な事項
- ・必要に応じ、構成員以外の関係者に出席を求め、発達障がい児者支援に関する情報の提供、意見の陳情その他必要な協力を求めることができる。
- ・関係機関連絡会議の内容において、特定の法人や個人の情報を取り扱う場合は、原則非公開とする。